

愛知県青年等就農促進方針

1 青年等の就農促進に関する基本的な方向

本県の農業農村を発展させて行く上で、意欲と能力に優れた青年農業者その他の農業を担うべき者（以下「青年農業者等」という。）を幅広く育成確保することが緊急課題となっていることから、青年等の就農促進を図るための施策を強力に推進して行く必要がある。

このため、県は「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（平成7年法律第2号（以下「法」という。））に基づき、市町村、農業団体等との連携を密にして、将来、創造的かつ企業的な農業経営の担い手となるにふさわしい人材を育成する。

（注） 「青年等」とは、次に掲げる者をいう。

1 青年：15歳以上40歳未満の者をいう。

2 青年以外の者：近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるために活用できる知識及び技能を有する40歳以上65歳未満の者をいう。

(1) 就農促進の推進方策

ア 県、市町村及び農業団体は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の中心となる青年農業者等に、高度な知識、技術等を修得させるとともに、幅の広い視野をもった地域農業の担い手として育成するための体制を整備する。

イ 県、市町村及び農業団体は、新たに就農を希望する青年等を確保するため、農業に魅力があり、やり甲斐のある職業として選択できるような就農環境等を整備する。

(2) 青年農業者等の確保の考え方

ア 農業・農村の広報活動の推進

県、市町村及び農業団体は、小中学生等に、農業・農村の持つ魅力やすばらしさを広く周知し、農業への理解と興味を喚起するための広報活動を推進する。

イ 就農候補者への情報提供及び就農相談活動

県、市町村及び農業団体は、就農希望者及び経営基盤があり本人の意志次第で就農が可能な者（以下、「就農候補者」という。）に、スムーズな就農への誘導や経営意識の啓発をするため、体験学習や新技術情報の提供及び親を含めた就農相談等の支援を行う。

また、経営基盤を持たない新規参入希望者への就農相談活動を積極的に推進する。

ウ 新規就農者の養成

県は、次代の農業を担う資質の高い新規就農者を養成するため、農業大学の総合的な整備を図るとともに、バイオテクノロジーや情報処理等の高度な実践教育を積極的に行う。

「新規就農者」とは、新規学卒就農者、Uターン就農者及び新規参入者をいい、年齢や出身（農家、非農家）にかかわらず、就農1年以内の者をいう。

また、「新規参入者」とは、農外から農用地の取得等により、新たに農業経営を開始した者、農家出身であっても他産業に従事した後、自ら農用地の取得等を行い新たに農業経営を開始した者、農業法人及び企業的農家（以下、「農業法人等」という。）に常時雇用され、農作業に従事し、将来自ら農業経営を開始しようとする者及び農業法人等の中核を担うべき者を含める。

(3) 青年農業者等の能力及び資質の向上

青年農業者等には、農業経営の発展段階に応じた高度な技術修得能力及び経営管

理能力並びに地域リーダーとしての資質が必要である。これらの資質向上のための研修、県内外や海外への視察研修、農家留学研修等への参加を促し、時代の変化に対応できる優れた企業者マインドを持った青年農業者等を育成する。

2 青年等の就農促進を図るための措置に関する事項

県は青年等及び新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者が作成した就農計画に従って行われる研修、就農の準備及び経営の開始に必要な資金の貸付けその他の青年等の就農促進を図るための措置を講ずる。

(1) 就農計画の認定制度の考え方

ア 新たに就農しようとする青年等及び新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者は、就農計画を作成して、知事に提出し認定を受けることができる。

イ 就農計画は、就農前から、実際に就農し経営基礎の確立又は、農業法人等の中核を担う者に至るまでを段階的に作成する。

ウ 知事は次の基準のすべてを満たすとき就農計画を認定する。

(ア) 認定の時点において、15歳以上40歳未満の者であるか、または近代的な農業経営に活用できる知識及び技能を有する40歳以上65歳未満の者であること。

(イ) 将来、県内で就農し農業経営の担い手となる可能性が高く、年間150日以上農業に従事することが見込まれること。

(ウ) 自ら農業経営を開始する場合は、就農先の市町村が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）に基づき策定した基本構想（以下「市町村基本構想」という。）に定める農業所得目標（市町村基本構想が策定されていない市町村において就農を予定する場合にあっては、愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げる農業所得目標）のおおむね25%以上の農業所得が見込まれること。

(I) 農業法人等に就業する場合は、農業生産における特定の部分について担当責任を持つことが見込まれること。

エ 就農計画を審査するため、知事は青年農業者等就農計画認定会議（以下「認定会議」という。）を開催する。

オ 就農計画を認定された青年等を、認定就農者とする。また、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者で就農計画が認定された者を認定経営者（法第4条第4項においての認定農業者）とする。

(2) 就農支援措置

ア 愛知県青年農業者等育成センター（以下「育成センター」という。）に対する就農支援資金の貸付け

県は、育成センターが次に掲げる就農支援資金の貸付けに要する原資を育成センターに貸付ける。

(ア) 就農研修資金

就農計画に基づき、次に掲げる研修教育施設、農家、組織経営体等において実施する研修もしくは農林水産事務所の指導を受けて作成した研修カリキュラムに従い、研修用ほ場等で普及指導員等の指導を受けて行う研修（以下「指導研修」という。）に要する原資を育成センターに貸し付ける。ただし、研修期間は、一又は複数の研修教育施設による研修課程の組合せをもって、青年にあってはおおむね1年以上、青年以外の者にあっては原則として6か月以上とする。なお、指導研修は青年を対象とし、おおむね1年とする。

（注） 「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか

又は、これと併せて農作業を行う経営体をいう。

a 研修教育施設

独立行政法人農業者大学校、試験及び研究を業務として行う独立行政法人、国公立農業関係試験研究機関、道府県立農業大学校、日本農業実践学園、鯉淵学園及び八ヶ岳中央農業実践大学校

b 国内の農家及び組織経営体等

青年農業者の育成に指導的役割を果たしている農業経営士（愛知県農業経営士認定要領により認定された者又はこれに類する都道府県の指導農業士に限る。）、青年農業士（愛知県青年農業士育成事業実施要領により認定された者又は、都道府県の青年農業士）、社団法人全国農村青少年教育振興会等に登録された研修受入農家及び組織経営体、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を行う市町村、農地保有合理化法人、農業協同組合等の団体、並びに認定経営者（ただし、この者にあつては、知事認定を受けた就農計画に係る青年等を受け入れる場合に限る。）

c 海外の農家

社団法人国際農業者交流協会の派遣先農家

d その他

知事が認定会議に諮って適当と認める研修先

(1) 就農準備資金

就農計画に基づく就農先調査及び住居の移転等、就農準備に要する経費とする。

(2) 就農施設等資金

就農計画に従って農業経営を開始する場合に、当該経営に必要な施設、機械又は資材の購入等に必要な資金とする。

イ 法第17条第1項に規定する農業協同組合もしくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるもの(以下「融資機関」という。)に対する就農支援資金の貸し付け

県は、就農支援資金のうち就農施設等資金の貸付に要する原資を融資機関に貸付ける。

ウ その他の青年等の就農促進を図るための措置に関する事項

(ア) 制度資金等の利活用

経営開始及び規模拡大等青年農業者等の経営基盤を確立するため、就農施設等資金及び農業近代化資金等制度資金の積極的な利活用を促す。

(イ) 組織活動の支援強化

青年農業者等の自主的な仲間づくり活動や課題解決活動を促進するため県及び地域段階の組織活動を支援するほか、作目別生産に係る集団活動への参画等について関係機関、団体等との連携を密にして支援する。

(ロ) 国際交流・社会交流活動等の推進

国際感覚が豊かな青年農業者とするため、海外派遣研修や国際交流等への積極的な参加を促すとともに、経営者としての資質の向上をさせるため、異業種交流、若者相互の交流及び都市住民交流活動等を実施する。

(ハ) 個性あるむらづくり活動の支援

青年農業者等が地域社会の中でその役割が担えるように環境条件づくりを推進するため、地域のコミュニティづくり、景観づくり、文化伝承等豊かで潤いのあるむらづくりを進める。

(ニ) 就農基盤づくり

青年農業者等の就農基盤づくりを促進するため、土地基盤整備、農用地の利用集積、施設化による高生産性農業の展開等を積極的に推進する。

3 青年等の就農促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携に関する事項

(1) 育成センターの指定

青年等の就農促進を図る上で効率的な支援を行うため、知事は民法第34条の法人で(2)に定める業務を適正かつ確実に行うことが認められるものを育成センターとして指定する。

(2) 育成センターの業務

ア 就農支援資金の貸付けを行うこと。

イ 新たに就農しようとする青年等が行う、農業の技術又は経営方法の修得及び認定就農者が行う就農時における施設の設置、機械の購入等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

ウ 青年農業者等が共同して行う農業の技術及び経営に関する研究その他の自主的な活動に対する援助を行うこと。

エ 青年農業者等と農業に関連する事業を行う者、消費者等との交流を促進すること。

オ 青年等の就農促進に関する調査及び啓発活動を行うこと。

カ その他青年農業者等の育成を図るために必要な業務を行うこと。

(3) 融資機関の業務

就農支援資金のうち就農施設等資金の貸付を行うこと。

(4) 関係機関・団体の役割分担と相互の連携

青年等の就農促進を図るためには、就農支援対策を実施している関係機関・団体が有機的な連携をもって取り組むことが重要である。

このため県は、市町村、育成センター、愛知県農業会議、愛知県農業協同組合中央会、社団法人愛知県農林公社、愛知県農業信用基金協会等と有機的な連携をもって、情報交換・相互協力を図るとともに、次に掲げる役割を分担する。

ア 農林水産事務所

中核的農家の就農候補者を把握し、就農相談活動を推進するとともに、青年農業者等に対して個別育成計画を策定し、計画的・継続的な一貫性のある指導活動を行う。また、就農計画の策定指導、研修先の選定、技術・経営に関する指導、資金の借受けに関する指導等に努めるとともに、研修体制の充実を図るため、研修受け入れ農家・組織等への助言指導等を行う。

イ 農業大学校

次代の農業を担う資質の高い青年農業者等を養成するため、実践的な研修教育等を行う。

ウ 市町村

関係機関・団体との連携を図り、市町村基本構想等に基づき青年農業者等の円滑な就農促進を推進する。

エ 愛知県農業会議

円滑な就農及び経営規模拡大を支援するため、広域的な見地から農用地の利用関係の調整の必要がある場合には、関係する農業委員会から、新規就農者に係わる情報の提供を図る。

また、新規参入希望者及び就農希望者に対する就農相談及び農業法人等への無料職業紹介事業を行う。

オ 農業協同組合

青年農業者等の農業経営の確立のため、農地保有合理化事業等による農用地の確保、農業生産資材の安定供給、生産物の販路確保等生産・販売の支援を行う。

また、安定した農家生活の支援のため、住居の確保、生活物資の供給、貯蓄、貸付け、生活保障、健康管理等のサービスを提供する。

カ 愛知県農業協同組合中央会・各連合会

農業協同組合が青年農業者等の就農支援のために行う事業の適切な推進を図るため、農業協同組合の担当者に対する研修その他の指導支援を行う。

キ 社団法人愛知県農林公社

青年農業者等が新たに農用地を取得したり、規模拡大を図る場合、関係機関と十分な連携をとって、その支援措置を講ずる。

ク 愛知県農業信用基金協会

認定就農者が就農施設等資金を融資機関から借り入れる場合は、認定就農者が融資機関に対して負担する債務を愛知県農業信用基金協会が保証することによって、借入者の信用力を補完し、融資機関の認定就農者に対する融資を円滑にする。

- 附則 この方針は平成7年4月20日から施行する
この方針は平成10年6月5日から施行する
この方針は平成12年5月16日から施行する
この方針は平成12年12月22日から施行する
この方針は平成13年7月17日から施行する
この方針は平成14年4月1日から施行する
この方針は平成14年8月20日から施行する
この方針は平成17年1月14日から施行する
この方針は平成17年4月1日から施行する